

事 務 連 絡

平成26年5月15日

公益社団法人茨城県歯科医師会 御中

茨城県教育庁保健体育課

学校保健安全法施行規則の一部改正等について

日頃から、学校保健行政につきましては、多大なるご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記について、平成26年4月30日付け26文科ス第96号により文部科学省スポーツ・青少年局長から別添写しのとおり通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対してお知らせ願います。

なお、改正後の規定の施行期日が、職員の健康診断及び就学時健康診断票に係る改正規定については公布の日、児童生徒等の健康診断に係る改正規定等については平成28年4月1日ですので留意願います。

〈問い合わせ先〉

茨城県教育庁保健体育課学校保健・安全担当 山口

〒310-8588 水戸市笠原978番6

TEL 029-301-5349

FAX 029-301-5369